

一宮町立中学校休日部活動の 地域展開パンフレット



令和7年5月



一宮町教育委員会

1 休日部活動の地域展開とは？

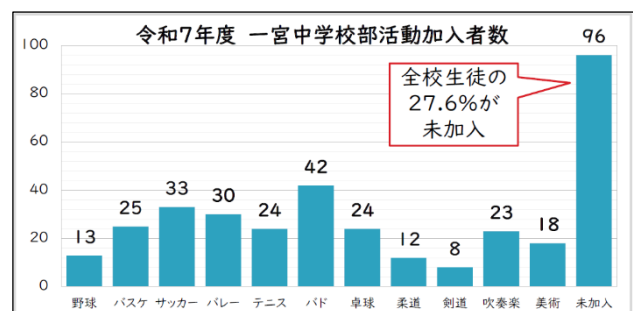
- 一宮町では、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる、持続可能な機会の確保に向けた取組を推進しています。
- 部活動は、これまで学校教育の一環として実施されてきましたが、**少子化の急速な進展**や**学校における働き方改革の推進**等により、部活動を巡る状況は大きく変化しています。
- こうした中、一宮町では、部活動を学校単位から地域単位へ移行する国・県の方針に基づき、**中学校の休日部活動を、段階的に地域クラブ活動等へ展開**することを目指します。

2 なぜ、休日部活動の地域展開が必要なのか？



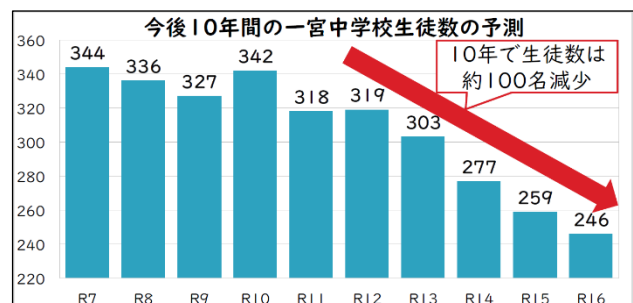
① 生徒の多様なニーズに対応できなくなってきた！

- ・一宮町ではサーフィンやスケートボード、クライミングなどが盛んで、部活動に参加していない生徒も一定数存在しています。
- ・「学校にやりたい部活動がない」「もっと専門的な指導を受けたい」という多様なニーズに部活動では対応できないのが現状です。



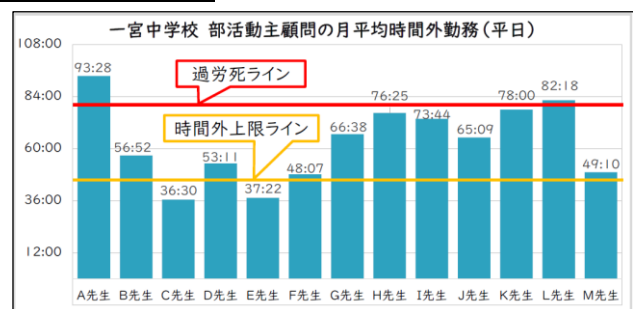
② 少子化によって成り立たない部活動が出てくる！

- ・令和7年度の一宮中の生徒数は344名ですが、今後は徐々に減少し、10年後には250名を下回ると予測されています。
- ・今後、「単独チームで練習することができない」「大会やコンクールに、一宮中の生徒だけでは参加できない」などが想定されます。



③ 学校における働き方改革を推進する必要がある！

- ・顧問の先生の多くは、時間外勤務が上限を大きく超えており、休日の部活動指導に対する負担も課題として挙げられています。
- ・さらに、部活動が学校内で完結しており、地域との連携が不足しているため、教職員のオーバーワークが生じています。



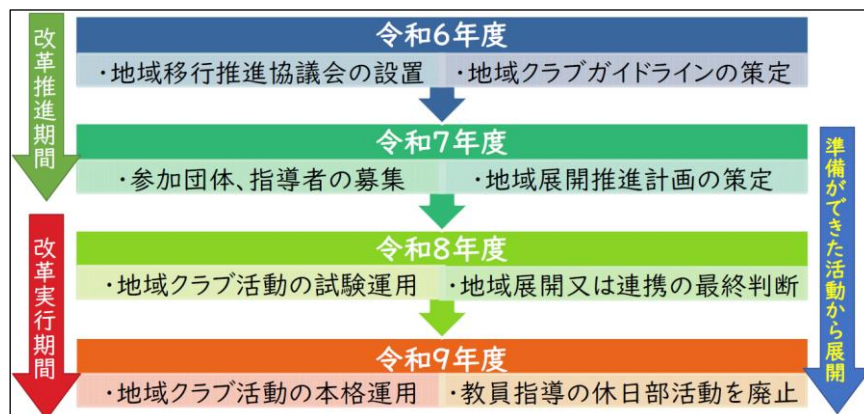
今後の部活動は、学校だけでなく、スポーツ団体、文化団体、地域の方々の理解と協力をいただきながら、子どもたちの活動の機会と環境を整えていくことが求められています。

**地域全体で一宮町の子どもたちを育てていくためにも
「休日部活動の地域展開」を推進していきます**

3 休日部活動の地域展開スケジュール

町では、国や県の方針に基づき、「一宮町部活動地域移行推進協議会」を設置し、中学校の休日部活動の地域展開について検討しています。令和6年度は、「一宮町立中学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を制定し、地域クラブ活動の認定に向けた準備を行いました。

令和7年度からは、地域クラブ活動団体の募集を開始し、準備ができた部活動から段階的に地域展開を進めていきます。また、令和8年度からは、地域クラブ活動の試験運用を始め、令和9年度からは、全部活動の休日の地域展開を目指します。



4 学校部活動と地域クラブ活動の違い

	学校部活動	地域クラブ活動
位置づけ	学校教育の一環	生涯学習の一環
運営主体	学校（部活動顧問）	地域・保護者団体等
活動種目	運動部：中体連種目から学校が選択して設置 文化部：学校が設置	ニーズに応じて設置種目を検討 中体連種目にない種目も設置可 多様な文化活動を設置可
活動場所	中学校・町体育施設	小・中学校、町体育施設 公民館 他
参加範囲	原則所属校のみ	種目によって他の活動拠点を 選択可
指導者	教員、外部指導者 地域ボランティア等	地域クラブ指導者 （団体指導者、兼業兼職教員） 外部指導者、地域ボランティア等
会費	実費（大会参加費等）	会費制（指導者報酬、会場費、 事務費等）
保険	日本スポーツ振興センター災害給付 （学校で一括加入）	各種スポーツ保険等 （各地域クラブ活動で加入）
活動日数 活動時間	週5日程度 平日4日、2時間以内 休日1日、3時間以内	各地域クラブで決定 土・日のいずれか1日程度 3時間以内

地域クラブ活動は、地域や保護者団体などが主体となって運営する、学校の枠を越えた新しい形の活動です。従来の学校部活動とは異なり、参加する生徒は自分の所属校に関係なく、興味のあるクラブを自由に選ぶことができます。

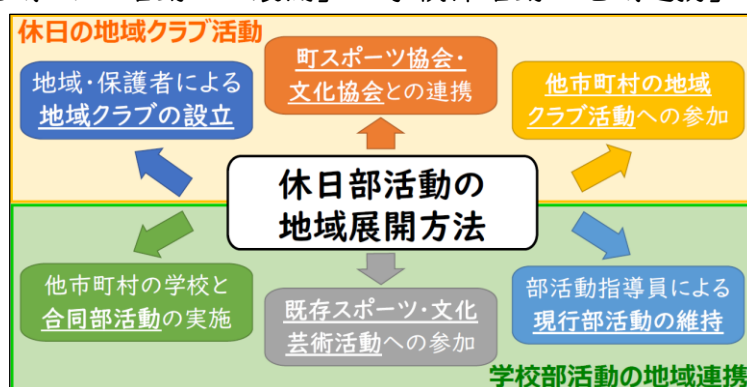
活動場所も中学校に限らず、公民館や地域の体育館など、通いやすい場所が選ばれることが多く、地域ぐるみで生徒の学びや成長を支える仕組みです。

指導者には、専門的な知識や技術を持つ地域の人材が関わることもあり、より深い学びや交流が期待できます。

5 休日部活動の地域展開方法

休日部活動の地域展開方法は、「地域クラブ活動への展開」と「学校部活動の地域連携」の2つに分類することができます。

このうち、地域クラブ活動への展開は、「新規地域クラブの設立」「町内既存団体との連携」「他市町村団体への参加」などの可能性が考えられます。生徒の多様なニーズに対応しながら、地域全体で活動を支えていくことを目指します。



6 休日部活動の地域展開に関する Q&A



① 今後の部活動はどうなるの？

「令和9年度で部活動がなくなる」ということではありません。まずは、休日の部活動について近隣市町村とも連携し、地域クラブに移行する方法や枠組みを作っています。また、地域展開後も、平日の部活動は、今後も教員（顧問）が中心となって実施されます。

② 地域クラブ活動への参加は？

地域クラブ活動は、学校の部活動とは異なるものであり、地域団体の責任下で実施されます。地域クラブ活動への参加は任意（自由）で、生徒本人や保護者・家庭の判断となります。また、現在所属している部活動と異なる競技等を行うこともできます。

③ 地域クラブ活動に協力する団体や指導者は？

令和7年5月現在、町内外の複数の団体が、中学生を受け入れる体制を整え、地域クラブ活動認定団体として登録を始めています。休日の活動を地域移行する際は、教員（顧問）と地域クラブの指導者が連携して、スムーズな移行・展開ができるように協議していきます。

④ 地域クラブの活動場所や練習時間は？

町内の地域クラブについては、町立小・中学校やGSSセンター、中央公民館、振武館などの公共施設の利用を基本としますが、現在、地域クラブが利用している練習場所も引き続き利用されます。練習時間は、原則として土日のいずれか1日、3時間以内です。

⑤ 大会やコンクールへの参加は？

地域展開後に学校部活動で参加する大会やコンクールは、原則として中学校体育連盟主催大会（総合体育大会・新人戦）や、千葉県吹奏楽連盟主催のコンクール等に限定されます。また、地域クラブからの大会参加には、競技等によりきまりが異なる可能性もあるので、各種競技等の大会要項で確認する必要があります。

⑥ けが等への対応は？

休日の地域クラブ活動は、「学校管理下での活動」ではありませんので、学校部活動に適應されている、日本スポーツ振興センターの保険は利用できません。運営団体による「スポーツ安全保険」などへの保険加入が必要となります。

⑦ 地域クラブへの参加についての負担は？

国の方針では、活動の維持・運営に必要な範囲で会費を各団体で設定し、家庭に負担をしていただくこと（受益者負担）が示されています。地域クラブ活動認定団体には、町内公共施設の利用料を減額するなど、受益者負担が少なくなるような工夫をしています。

休日部活動の地域展開は、新たな環境と多様な指導により、一人ひとりの可能性を大きく広げる取組です。学校の枠を超えた環境と専門的な指導により、充実した学びと交流が生まれます。学校と地域が共に支え合い、生徒の可能性を最大限に引き出す未来を創っていきましょう！

